

議案第66号

### 静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

静岡市清水三保体育館の使用料

時間区分 利用区分		午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後3時まで	午後3時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで
専用アリーナ 利用等	一般	4,650円	3,100円	3,100円	6,060円
	生徒等及 び70歳以 上の者	2,340円	1,560円	1,560円	3,030円
	剣道場一般	1,380円	920円	920円	1,830円
	生徒等及 び70歳以 上の者	690円	460円	460円	930円

別表第1備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

時間区分			午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
専用 利用	アリーナ	一般	2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
		生徒等及び70歳以上の者	1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	卓球場	一般	390円	260円	260円	340円	420円
		生徒等及び70歳以上の者	300円	200円	200円	250円	300円

別表第2備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第3の1静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1）アリーナ等の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後 1	午後 2	夜間
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
専用 利用	アリーナ	アマチ一般	7,530円	5,020円	5,020円	15,060円
		ユアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	5,280円	3,520円	3,520円	10,560円
		その他の場合	37,650円	25,100円	25,100円	75,300円
	剣道場	アマチ一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円

等	ユアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
会議室	3階大会議室		2,670円	1,780円	1,780円	5,340円
多目的室	多目的室1	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室2	一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び70歳以上の者	780円	520円	520円	1,560円
	多目的室3	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
個人利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
定期券	定期券	一般	1人1月につき 3,380円			
		生徒等及び70歳以上の者	1人1月につき 1,750円			

		以上の者	
整理券	一般		1人1回1時間につき 150円
	生徒等及び70歳以上の者		1人1回1時間につき 80円

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（2）屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（2）屋内プールの利用料金の限度額

			時間区分				
			午前	午後1	午後2	夜間	
利用区分			午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	
			専用利用	一般	夏期	1コースにつき 1,340円	1コースにつき 1,340円
		通常期	1コースにつき 2,000円	1コースにつき 2,000円	1コースにつき 2,000円	1コースにつき 4,000円	
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	1コースにつき 940円	1コースにつき 940円	1コースにつき 940円	1コースにつき 1,880円	
		通常期	1コースにつき 1,400円	1コースにつき 1,400円	1コースにつき 1,400円	1コースにつき 2,800円	
個人利用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
		通常期	310円	310円	310円	310円	
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	110円	110円	110円	110円	
		通常期	160円	160円	160円	160円	
	整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
			通常期	1人1回1時間につき 150円			
生徒等		夏期	1人1回1時間につき 50円				

	及び70歳以上の者	通常期	1人1回1時間につき 80円
回数券 (11回分。1枚の利用は、1人の時間区分)	一般	夏期	2,100円
		通常期	3,100円
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	1,100円
		通常期	1,600円

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（2）屋内プールの利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額

		時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	アマチュア一般		5,160円	3,440円	3,440円	10,320円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
	その他の場合			25,800円	17,200円	17,200円	51,600円
	剣道場等	アマチュア一般		1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
アスリート又はレクリエーションに利用する場合		生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円	

		クリエーションに利用する場合	上の者				
		その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
	多目的室	一般		1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び70歳以上の者		780円	520円	520円	1,560円
個人 利用券	当日	一般		270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者		140円	140円	140円	170円
	定期券	一般		1人1月につき 3,380円			
		生徒等及び70歳以上の者		1人1月につき 1,750円			
整理券	一般		1人1回1時間につき 150円				
	生徒等及び70歳以上の者		1人1回1時間につき 80円				

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第5の1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額

		時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用 利用	アマチュア	一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円	
	アスリート又はレクリエーション上の者	生徒等及び70歳以上の者	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円	

		シヨンに 利用する 場合					
		その他の場合	25,800円	17,200円	17,200円	51,600円	
剣道 場等	アマチュ	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	
	アスポ	生徒等及 ツ又はレ び70歳以 上 クリエー 上の者	1,320円	880円	880円	2,640円	
		シヨンに 利用する 場合					
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円	
多目的室		一般	1,080円	720円	720円	2,160円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	780円	520円	520円	1,560円	
個人 利用券	当日	一般	270円	270円	270円	330円	
		生徒等及び70歳以 上の者	140円	140円	140円	170円	
定期 券		一般	1人1月につき 3,380円				
		生徒等及び70歳以 上の者	1人1月につき 1,750円				
整理 券		一般	1人1回1時間につき 150円				
		生徒等及び70歳以 上の者	1人1回1時間につき 80円				

別表第5の1静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第6の1静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	アマチュア一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
	その他の場合		25,800円	17,200円	17,200円	51,600円
	武道場等	アマチュア一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	1,320円	880円	880円	2,640円
		その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円
多目的室		一般	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円
		生徒等及び70歳以上の者	1,560円	1,040円	1,040円	3,120円
個人 利用券	当日	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
	定期券	一般	1人1月につき 3,380円			
		生徒等及び70歳以上の者	1人1月につき 1,750円			
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円			



		の者	
--	--	----	--

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同備考13中「100円」を「150円」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、「60円」を「80円」に改める。

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額

			時間区分			
			午前	午後1	午後2	夜間
利用区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
	専用アリーナ	アマチュア一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円
利用	アリーナ	アマチュア一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	4,620円	3,080円	3,080円	9,240円
その他の場合			33,000円	22,000円	22,000円	66,000円
剣道場等	アマチュア	アマチュア一般	2,790円	1,860円	1,860円	5,580円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	1,980円	1,320円	1,320円	3,960円
その他の場合			13,950円	9,300円	9,300円	27,900円
トレーニング場等	アマチュア	アマチュア一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	1,320円	880円	880円	2,640円

		シヨンに 利用する 場合					
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円	
多 目 的 室	1	多目的室一般	1,410円	940円	940円	2,820円	
		生徒等及 び70歳以 上の者	990円	660円	660円	1,980円	
	2	多目的室一般	1,080円	720円	720円	2,160円	
		生徒等及 び70歳以 上の者	780円	520円	520円	1,560円	
個 人 利 用 券	当 日	一般	270円	270円	270円	330円	
		生徒等及 び70歳以 上の者	140円	140円	140円	170円	
	定 期 券	一般	1人1月につき 3,380円				
		生徒等及 び70歳以 上の者	1人1月につき 1,750円				
	整 理 券	一般	1人1回1時間につき 150円				
		生徒等及 び70歳以 上の者	1人1回1時間につき 80円				

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同備考4中「、柔道場、トレーニング場、卓球場、弓道場（遠的）及び弓道場（近的）」を「及び柔道場」に改め、同備考中15を16とし、10から14までを11から15までとし、同備考9中「及び剣道場等」を「、剣道場等及びトレーニング場等」に改め、同9を同備考10とし、同備考中8を9とし、5から7までを6から8までとし、同備考4の次に次のように加える。

5 「トレーニング場等」とは、トレーニング場、卓球場、弓道場（遠的）及び弓道場（近的）をいう。

別表第8中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 8 (第16条関係)

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

		時間区分	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
		利用区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
専用	アマチュアス	一般	3,120円	2,080円	2,080円	2,600円	3,120円
利用	スポーツ又はレ	生徒等	2,190円	1,460円	1,460円	1,830円	2,200円
	クリエーションに利用する場合	及び70歳以上の者					
	その他の場合		15,600円	10,400円	10,400円	13,000円	15,600円

別表第 8 備考 3 中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市体育館条例（以下「新条例」という。）別表第 3 から別表第 7 までの規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った定期券又は回数券を有する者は、施行日以後に当該定期券又は回数券を利用して体育館を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第 3 から別表第 8 までの規定に基づく体育館の利用に係る利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。